

自動車運転者用の36協定記入例です。

**時間外労働
休日労働**に関する協定届

様式第9号の4(第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
貨物自動車運送事業		〇〇運輸株式会社		〇〇市〇〇町1-2-3 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上)	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
① 下記の②に該当しない労働者	突発的な発注変更への対応	自動車運転者	〇〇人	1週 40時間 1日 8時間	別添協定書記載のとおり		〇〇〇〇年 〇月〇日 から 〇〇〇〇年 〇月〇日 まで
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者				協定の有効期間を記入すること (最長1年間有効)			年 月 日 から 年 月 日 まで
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
突発的な発注変更への対応		自動車運転者	〇〇人	毎週日曜日 国民の祝日	別添協定書記載のとおり		〇〇〇〇年 〇月〇日 から 〇〇〇〇年 〇月〇日 まで

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

就業規則に定める休日を記入すること

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称
又は労働者の過半数を代表する者の協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

職名 経理課主任

氏名 トラック 節子

上記協定の当事者である労働組合が事業者の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業者の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

使用者 職名 代表取締役

所轄の労働基準監督署への届出年月日を記入すること

氏名 〇〇 一郎

〇〇 労働基準監督署長 殿

**今回新設された箇所です。
必ずチェックを入れて下さい。**

所轄の労働基準監督署名を記入すること

(別添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

使用者職名及び氏名 **代表取締役 ○○ 一郎** (以下「甲」という。)と **労働者代表 トラック 節子** は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

貴社の就業規則の時間外労働に関する条項を記入すること

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第 **○○** 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間			期間		
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)				
					2週 (毎月1日)	1箇月 (毎月1日)		1年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者	○○人	7時間	52時間	100時間	1170時間	○○○○年 ○月○日 から ○○○○年 ○月○日 まで	
② 1年単位の 変形労働時間制により 労働する 労働者								年 月 から 年 月 まで	

改善基準告示の遵守と過労運転による交通労働災害・健康障害の発生防止の観点に立って事業者が自社に合った限度時間を設定して記入すること

協定の有効期間を記入すること(最長1年間有効)

2. 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働省告示。以下「改善基準告示」という。)に定める1ヶ月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業時刻	期間
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 貴社の就業規則の時間外労働に関する条項を記入すること </div> 需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	〇〇人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	〇〇〇〇年〇月〇日 から 〇〇〇〇年〇月〇日まで

2. 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヶ月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1ヶ月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも〇〇〇〇年4月1日とする。

2. 本協定の有効期間は、〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

協定成立日を記入すること

労働組合

執行委員長 印

労働者代表 トラック 節子 印

会社名 〇〇運輸株式会社

使用者職名・氏名 代表取締役 〇〇 一郎 印